

諮問(情)第38号

答 申

第1 審査会の結論

札幌市長(以下「諮問庁」という。)が行った公文書一部公開決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

請求者は、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、平成21年12月21日付けで、諮問庁に対し、「札幌コンベンションセンター指定管理の提案書、審査議事録」の公開を求める請求(以下「本件請求」という。)を行った。

2 諮問庁の決定

諮問庁は、平成21年度に実施した札幌コンベンションセンター指定管理者選定に際して、各応募者から提出された提案書、選定委員会の審査議事録を対象公文書として特定した上で、本件請求に係る第三者である特定の一人法人に対し、条例第14条第1項に規定する意見書の提出機会を設けたところ、提案書の一部について、条例第7条第2号アに該当する情報であることから非公開とすることを求める意見書が提出された。

諮問庁は、非公開とすることを求められた部分のうち、一部を除いて公開することとし、平成22年2月3日付けで公文書一部公開決定(以下「原決定」という。)を行い、請求者に通知した。

また、当該法人に対し、非公開とすることを求められた部分を公開することとした旨の通知及び本件処分に対し不服申立てをすることができる旨の教示を、平成22年2月3日付けで書面にて行った。

3 異議申立て

特定法人(以下「異議申立人」という。)は、本件処分を不服として、平成22年2月17日付けで行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、異議申立てを行った。

諮問庁は、本件異議申立てに係る決定をするまでの間、公開の実施を停止している。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が提出した提案書のうち、管理業務の計画書(以下「本件対象公文書」という。)に記載された、誘致を検討している会議(以下「同会議」という。)と同会議の概要及び過去の予算規模、会議の誘致に対するインセンティブの事例(以下「本件情報」という。)について、公開することとした原決定を取り消し、条例第7条第2号アにより、その非公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおむね以下のとおりである。

- (1) たとえ情報源が公的機関のものであっても、それらの情報源を探ること自体が企業のノウハウであり、個々の情報を集めて、全体として価値のある情報に作り上げることも、企業の貴重なノウハウである。これを公開することは、異議申立人の競争上の地位を害し、正当な利益を奪うものである。
- (2) 異議申立人が、企業として何に興味を示し、何を営業ターゲットとしているかを明らかにすることは、競争相手に利益をもたらすこととなる。また、どのような会議を誘致するかということは、異議申立人の中・長期的な営業戦略に関わる事柄であり、これを公にすることは、異議申立人の競争上の地位を著しく害する。
- (3) 当該情報の中には、一般に公表されておらず、顧客や関係先との信頼関係があつてこそ入手できた情報があり、それを公にすることで、信用を失う可能性が高く、今後の業務に悪影響を与える。

会議開催に対するインセンティブの事例については、実際には会議が開催されなかったことから、関係者のみが知っている機密情報である。これが公にされることにより、関係先からの信頼を失う。

- (4) 指定管理者に指定されるという利益がある場合には、提案書が公になることも、一定限度受忍すべき部分があるが、指定されなかった場合には、一方的な損失しかない。「正当な利益」は、指定管理者に指定されたか否かによって異なり、一律に扱われるべきではなく、指定管理者選定の公平性について説明するためであっても、当該情報についてまで公開する必要性はない。

また、国の省庁においては、企画競争を実施する際の企画書募集要領において、契約相手になった者が提出した企画書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づき開示請求があつた場合においては、不開示情報を除いて開示される場合があると記載されているものがあり、契約相手にならなかった者については、開示対象から外すという判断をしている。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の主張は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 誘致を予定している会議と同会議の概要及び過去の予算規模については、数値等に若干の差異はみられるものの、ホームページで公表されている情報や、容易に推測が可能な内容である。異議申立人がこれらの情報を組み合わせて独自の推測を行っているのだとしても、一般に予測可能な内容であり、異議申立人が主張するように、公開することにより競争上の地位その他正当な利益を害する情報とまで認めることはできない。また、異議申立人のみが知り得る企業経営上のノウハウということではできず、これを公表することによって顧客や関係先の信用を失うとは認めることはできない。
- (2) 札幌コンベンションセンターの指定管理者になることを希望する団体であれば、同会議に対して関心を持つ可能性が非常に高く、企業が何に関心を持ち、何をターゲットにしているのかを明らかにすることにより、競争相手に利益をもたらす情報であるとまではいえない。
- (3) 会議開催に対するインセンティブの事例は、地方自治体及び地方自治体等が出資し

ていた法人が実施するコンベンション誘致施策の一つであり、その施策内容は当然に説明されるべき情報である。民間企業が示したインセンティブの内容についても、会場や法人が具体的に特定されているわけではなく、当該情報を公開することにより、関係先団体等の信用を著しく損ない、異議申立人の正当な利益を害すると認めることはできない。

(4) 従って、本件異議申立ての対象となるいずれの部分についても、公開することにより、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を害するものとは認められず、条例第7条第2号アに該当しないことから、公開としたものである。

(5) 本市には指定管理者の選定を適正に実施したことを市民に対して説明する責任があり、指定管理者に選定された提案のみを公開したのでは、その提案が他の提案と比較して優れていたのかを比較することができないことから、選定されなかった提案についても公開される必要がある。この公開・非公開を検討するにあたって、指定管理者に選定されているか否かという事実をもって判断することは適当ではなく、あくまで条例第7条第2号アに規定する非公開情報の該当性をもって一律に判断すべきである。

また、指定管理者の募集時に配布した「札幌コンベンションセンター指定管理者募集要項」において、「申込書類は、札幌市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。」と記載した上で、説明会においても、その旨説明している。

第5 審査会の判断

1 対象公文書

本件対象公文書は、諮問庁が平成21年度に実施した公の施設である札幌コンベンションセンターに係る指定管理者の選定に際して、異議申立人より提出された提案書である。

2 本件情報について

本件情報は、上記1の本件対象公文書に記載された、誘致を検討している会議と同会議の概要及び過去の予算規模、会議の誘致に対するインセンティブの事例である。

3 条例第7条第2号ア該当性

異議申立人は、上記1の本件対象公文書のうち、上記2の本件情報について、条例第7条第2号アに該当すると主張していることから、その該当性の当否について検討する。

(1) 誘致を検討している会議と同会議の概要及び過去の予算規模の情報について、諮問庁が掲載されていると主張するホームページ等を見分したところ、その会議を開催した団体等のホームページ等によりすでに公になっている、または公になっている情報から推測が可能な状況にあることを確認した。このような状況からすると、異議申立人の主張は、異議申立人のみが知り得る情報であるという前提を欠くものであり、これを公にすることにより関係先の信頼を失うとは考えられず、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められないことから、条例第7条第2号アに該当しないと判断する。

また、異議申立人は、情報源が公になっているものであっても、それらの情報源を

探索することや、個々の情報を組み合わせて価値のある情報に作り上げること自体が企業のノウハウであること、また、当該情報が公になることにより、異議申立人の今後の営業戦略が明らかとなり、競争上の不利益となる旨を主張している。しかし、同会議については、本件指定管理者選定に応募しようとする法人であれば、同様に關心を持ち、誘致を検討する可能性が高い会議であり、コンベンション業界においては、容易に推測され得る一般的な情報であると考えられる。よって、異議申立人の主張は抽象的なおそれであって、公にすることにより競争上の地位その他正当な利益を害する情報とは認められないことから、条例第7条第2号アに該当しないと判断する。

- (2) 会議の開催に関するインセンティブの提案部分のうち、地方自治体等の公的な機関の誘致施策等は、その公益性の見地から、特定の法人にだけ明らかにされるべき情報ではなく、通常、一般に公にされるべき情報である。また、民間企業が示したインセンティブの部分についても、本件の場合、具体的な会議の名称及び付与した法人名が明らかにされておらず、また、異議申立人が主張するように実際に会議が開催されなかったのであれば、相手先を特定することは困難であり、公にすることで関係団体等の信用を著しく失うとは考えられず、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められないことから、条例第7条第2号アに該当しないと判断する。

また、異議申立人は、本件情報について公にされることにより、競争上の不利益が生じることを主張しているが、そのいずれも抽象的なおそれであって、相当な蓋然性をもって、競争上の地位、その他正当な利益を害するとまでは認められず、条例第7条第2号アに該当しないと判断する。

- (3) 指定管理者の選定については、公の施設を管理するという公益性の見地から、公平性、透明性が強く求められ、市には選定が適正に行われたことを説明する責任がある。そのためには、諮問庁が主張するように、指定された法人のみならず、指定されなかった法人の提案をも公開し、比較・検証が可能であるべきである。従って、指定管理者に選定されなかった法人の提案を公にしたとしても正当な利益を害するとは認められないことから、条例第7条第2号アに該当しないと判断する。

4 結論

以上のとおり、本件異議申立てに係る部分のすべてが条例第7条第2号アに規定する非公開情報に該当しないと認められることから、原決定を維持し、公開とすることが妥当であると判断する。

第6 審議経過

次表のとおり。

審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成22年5月20日	諮問書及び諮問庁の一部公開理由説明書を受理
平成22年5月24日	異議申立人に諮問庁の一部公開理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成22年7月2日 (第81回審査会)	事案の概要説明
平成22年7月29日 (第82回審査会)	諮問庁からの事情聴取
平成22年8月19日 (第83回審査会)	審 議
平成22年9月2日	答 申